



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

2024

新執行体制スタート

『小池総支部長 & 芳賀沼事務局長』の総支部新執行体制スタート。総支部へのさらなる結集を！

▼いよいよ4月、新年度がスタートしました。総支部も今日から新執行体制がスタートです。

▼新執行体制は、3月9日(土)に会津若松ワシントンホテルで開催した総支部第61回定期大会において満場一致で決定しています(図表1でご確認ください)。

▼特に、専従(職場を休職し、労働組合業務に専念することです。

根拠法令は、地方公務員法第55条の2で、専従期間は「5年まで」となっていますが、附則において「当分の間、7年以下の範囲内で…」と規定されており、「7年まで」可能となっています(2年間、総支部事務局長を担ってきた「服部孝徳」さん(会津坂下町職労)が3月末で退任し、本日から「芳賀沼崇正」さん(下郷町職労)がその任に就いています。

▼(同じ事務所で働く立場で)「服部」前事務局長の2年間の労をねぎらうとともに、「芳賀沼」新事務局長の今後2年間のご活躍に期待します。改めて総支部への全単組の結集をお願いします。

当面の日程

■4月12日(金)

○総支部執行委員会17:00～

○総支部単代会議18:30～

(会津労働福祉会館)

■4月19日(金)

○県本部単代会議13:30～

○共済県支部単代会議15:15～
(福島GP)

■4月25日(木)

○自治研第二次単組オルグ

(該当単組: 下郷町職・会津若松市職・会津美里町職・会津坂下町職・喜多方市職・猪苗代町職)※私(坂内)が伺います。よろしくお願いします。

【図表1】 2024年度 総支部執行体制

役職名	氏 名	出身単組等
総支部長	小池 政和 (まさかず)	会津若松市職労
副総支部長	五十嵐久雄 (ひさお)	喜多方市職労
同	佐藤 陽三 (ようそう)	柳津町職労
同	宇梶 睦宏 (むつひろ)	下郷町職労
事務局長	芳賀沼崇正 (たかまさ)	下郷町職労 (県本部中執)
事務局次長	品川 貴斗 (たかと)	西会津町職労
執行委員	栗田 美穂 (みほ)	喜多方市職労 (県本部中執)
同	吉田 直史 (なおふみ)	磐梯町職労
同	白岩 仁志 (ひとし)	湯川村職労
同	星 太樹 (たいき)	南会津町職労
同	馬場 貴久 (たかひさ)	県職連合北会津
同	箱崎 翔哉 (しょうや)	会津美里町職労 (総支部青年女性部長)
会計監査	佐賀 祐志 (ゆうし)	猪苗代町職労
同	佐藤 義樹 (よしき)	南会津環境衛生職労

学習の強化と交流で組織を強化しよう！

新・総支部事務局長

はがぬま たかまさ

芳賀沼 崇正



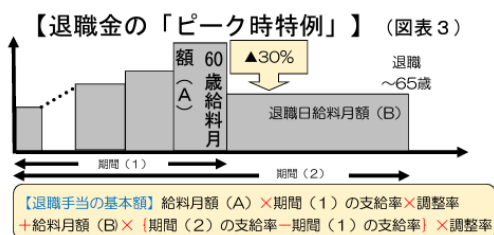
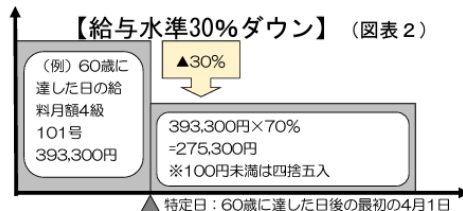
この4月から会津総支部事務局長としてお世話になります、昭和61年（1986年）生まれのアラフォー、芳賀沼です。

趣味という趣味はなく、人見知りタイプだと思います。人と話すのは好きなので、気さくに声をかけていただけるとかなり助かります。2年間ですがともに頑張りましょう！

▼さて、引き続き前ページ図表1に関してご説明します。事務局長の芳賀沼崇正さんと執行委員の栗田美穂さん（喜多方市職労）は、県本部の中央執行委員を担います。

▼図表1に記載はありませんが、会津総支部から県本部中央執行委員の任に就いた方は、（引き続きの方も含め）次のとおりです。

- 副中央執行委員長
石井陽一さん（会津若松市職）
- 全県選出中央執行委員
組織部長（専従）
福地 努さん（会津若松市職）
- 総支部選出中央執行委員
芳賀沼崇正さん（下郷町職）
栗田美穂さん（喜多方市職）
- 社会福祉評議会選出中央執行委員（社福評 議長）
服部孝徳さん（会津坂下町職）
- 会計監査委員
長峯秀之さん（会津坂下町職）
- ▼以上です。特に、会津若松市職の福地 努さんは、組織部長（専従）として福島市に単身赴任しました。本人の決断はもとより、ご家族のご理解により実現できたことです。総支部内全単組からの絶大な協力・ご支援をお願いしたいと思います。
- ▼昨年度の県本部内局役員体制では、「書記次長」「調査部長」の2つの役職が欠員となっていました。今年度は「書記次長」が欠員となっており、「書記次長」が担うべき業務を、他の内局役員等に割り振ることになります。組織部長である福地さんの負担も増すことが懸念されます。そういった意味でもご支援をお願いします。



に掲載した図です。「ピーク時特例」という考え方で、60歳時の給料月額のピーク時で計算し、30%ダウンした給料月額で計算したものを足すので、不利益が出ない仕組みになっています。



■ 前号機関紙「退職手当」の補足

▼前号機関紙で「退職手当」について記載しました。「退職日の給料月額」で基本額が計算されるのであれば、定年引上げに伴い給与水準がダウンした状態で退職を迎えると、退職金も減ってしまうのではないかと、という疑問がわいてくると思います。

▼図表2と3は、機関紙第385号

共済動画

備えて守って補償する
じちろうマイカー共済
（約15分）



総支部HP
QRコード



編集後記

▼県本部内局役員に欠員が生じていることを記載しましたが、県内的に見れば、総支部事務局長（専従）の選出も困難となってきたという実態があります。

▼私も、総支部事務局長で2年、会津若松市職労書記長で3年、県本部書記次長で2年、計7年を使い果たし（笑）、市役所を退職して4年間、共済県支部事務局長としてお世話になってきました。専従になると、各単組に友人・知人ができ、その後の業務にも大いに役立つというメリットがあります。ぜひ、あなたも「専従」になってみませんか？（坂内）